



かながわ市民オンブズマン

第16回総会議案書

日時 2012年4月21日(土)

午後1時30分より

場所 波止場会館

1階多目的ホール



----- 2011年度 活動報告 -----

1. 概観

2011年9月3日の全国市民オンブズマン松本大会は「震災・復興と市民オンブズマン」をメインテーマに掲げ、原発事故・震災復興問題について市民オンブズマンとして何が出来るか、という議論を試みるものだった。大震災と東京電力福島第一原発の事故は、国のありよう、人々の暮らしや意識を大きく変え、従来の社会システムや政治の機能不全をさらけ出させた。こうした大状況のもとでは、自治体行財政の無駄をチェックする、というオンブズの活動趣旨は、いかにも「地味」に思える。しかし、市民ひとりひとりが、自分の暮らすその場所で、自覚した市民としての力量を高めて少しずつでも行政を動かしていくことは、大状況の下での無力感から一步踏み出すとっかかりとなると信じたい。

2011年度の活動は、前年度から継続したものがほとんどで、原発事故、震災復興、防災を新たなテーマとして掲げることはなかったが、例会等においては、原発に依存しない社会システムや再生可能自然エネルギーについて情報の整理や意見交換を行った。

6月には、震災時に室内の一部が損傷したオンブズマン事務所(相生町)を、県庁寄りのビル(弁天通)に移転させたため、その前後2ヵ月ほどは、移転に伴う作業に追われた。

長期にわたり取り組んできた訴訟では、ゴミ焼却炉談合住民訴訟弁護士報酬請求訴訟が11月の東京高裁勝訴判決で終結したことがまず挙げられる。当然の結果とは言え喜ばしい。しかし、議長・副議長海外訪問住民訴訟とかながわクリーンセンター住民訴訟が原告敗訴となったこと、特にクリーンセンター訴訟で損失補償の違法性を法廷で認めさせられなかったことは極めて残念である。

2. 活動内容の検証

(1) 2011年度の活動方針は次のとおりであった。

1 議会を多角的にチェックしよう

(議長・副議長海外訪問の無駄のチェック、政務調査費の使われ方の監視、議案に対する議員個人の賛否の公開を求める働きかけ)

2 税金の無駄遣いを許さない

(開国博Y150住民訴訟の推進、かながわ廃棄物処理事業団の債務を県や市に肩代わりさせている政投銀に対する不当利得の返還請求、八ッ場ダム

差止め訴訟の支援など)

- 3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップ
- 4 県内の各地域の市民オンブズマンを支援し、交流の輪を広げる
- 5 全国市民オンブズマン連絡会との連携
- 6 活動基盤の充実

(2) 活動内容の概括

主要な取組みについてはテーマ別報告(1～7)にゆずり、ここでは上記活動方針に沿ってテーマ別報告以外を中心に概観する。

<1 議会を多角的にチェックしよう>

(a) 議長・副議長海外訪問の無駄の追及 → テーマ別報告1

(b) 政務調査費

10月27日に2010年度交付分の全会派の収支報告書と県政会の同年度10～3月分の領収書等を公開請求し、収支報告書は11月7日に、県政会領収書(半年分1558枚)は12月2日に開示された。

- ・ 収支報告書によれば、残額を返金した議員は、川上賢治、飯田誠、木内ひろし、長谷川久美子、山本裕子、村田邦子の6名。うち川上、飯田、山本は100万円超。
- ・ 領収書の点検を県政会に絞ったのは、昨年度に全会派の10年3月1ヶ月分の領収書を調べた際、「政務調査費充当性」に関するこの会派の認識の甘さが目立ったためである。点検の結果、前回に比べると「これはひどい」という支出は減っていたが、一部の議員の支出状況からは前回同様の認識の甘さが見て取れた。県議会は11年2月に『政務調査費事務処理の手引き』(改定版)を公表しているが、今回の点検対象の支出は改定『手引き』の適用開始以前である。今後、適用後の支出状況についてもチェックする必要があると思われる。【資料1-1, 2】

<2 税金の無駄遣いを許さない>

(a) 関国博Y150住民監査請求・住民訴訟 → テーマ別報告2

(b) かながわクリーンセンター住民訴訟 → テーマ別報告3

(c) ゴミ焼却炉談合事件弁護士報酬請求訴訟 → テーマ別報告4

(d) ハッ場ダム差止め訴訟

ハッ場ダム住民訴訟は、ダムの事業費4,600億円（関連事業費と利息を含めると8,800億円）のうち、利根川流域の6都県が負担する利水負担金、治水負担金の支出差止等を求めて、各都県の住民が04年11月に提起した。神奈川県は利根川水系に位置せず負担金が課せられていないため、県民は住民訴訟の原告にはなれないが、宮ヶ瀬ダムという無駄な事業によって高い水道料金を支払わされている「先輩被害者」の立場から、大川代表幹事が弁護団に加わっている。

09年5月、東京地裁民事第3部が住民敗訴判決を言渡し、これを引き写したような原告敗訴の判決が前橋、水戸、千葉、さいたま、宇都宮の5地裁であいついだ。いずれも東京高裁に控訴審が係属中。

東京地裁判決後の09年7月にハッ場ダム中止をマニフェストに掲げた民主党が政権をとり、以後約3年間、政治状況をにらみつつ、非公開の進行協議を重ねられてきた。この間10年9月に基本水高（利根川の治水計画の目標流量）の計算データの公開を求める情報公開訴訟が提起され、11年8月2日に原告勝訴の判決を得た。しかし年末に至り、政府はハッ場ダム中止を撤回して計画継続を表明、明けて1月、東京高裁は「次回は公開の法廷で弁論手続きを行う」と決め、6月6日に東京事件の控訴審第1回弁論が開かれる。

大川代表幹事は、12月17日に開催された提訴7周年報告集会で、「神奈川の余り水を東京都が買えば、東京都の水不足の懸念は解消し、ハッ場ダム建設は不要」との攻め口を提案、控訴審でこの提案への議論が盛り上がることを期待したい。【資料・2】

(e) 藤沢市の不透明な土地購入問題の追及 → テーマ別報告5

〈3 県および県内自治体の情報公開度、行政運営の透明度のアップ〉

(a) 情報公開訴訟

・横浜市を相手取った情報公開訴訟－教科書調査員名簿情報公開訴訟

横浜市教育委員会による教科書調査員名簿非公開処分の取消を求める訴訟では、6月15日に原告勝訴の判決を勝ち取った。 → テーマ別報告6

・神奈川県を相手取った情報公開訴訟－臨特税訴訟意見書情報公開訴訟

2011年5月にオンブズマンの事務所に届いた匿名の投書の「県が訴訟を受けた場合、弁護士報酬や学者の意見書に多額の税金を使っている」との指摘に応じて調査した結果、いすゞ自動車（株）が05年に県を訴えた課税処分取

消請求訴訟において、被告県から代理人弁護士に対し報酬として税込3億5700万円、また大学教授等延べ33名（1人に対する複数回の支払いあり）に対し「意見書料」として総額8336万円が支払われていることが判明した。

いすゞが提起した訴訟は、県が「臨時特例企業税条例」を独自につくり（02年制定、08年廃止）、それにもとづいて行った03、04年両年度分の課税処分（約19億5000万円）の取消しを求めるもので、一審横浜地裁判決（08.3.19）では県が敗訴、二審東京高裁判決（10.2.25）では県が逆転勝訴している（いすゞ側の上告により、現在最高裁に係属）。訴訟物の価格に対する弁護士報酬の比率は、実に18.3%に及び、意見書（座談会要録等を除く。短いものはわずか4頁）は単純に平均すると1本200万円を超える。こうした法外に高額な弁護士報酬や、意見書料の支出の無駄は、監査請求と住民訴訟で追及すべきところであるが、ほとんどの支払いは1年以上前に終わっており、支払いの事実も議会に対して説明済みであったため、監査請求は断念せざるをえない。

一方、調査のために行った情報公開請求で、総額8336万円の意見書料が延べ33人の大学教授らに支払われた、という事実こそ判明したが、「支払先の氏名、肩書」はすべてスミヌリであった。そこで、情報公開請求訴訟をもって問題提起を行うことを決め、11月15日に横浜地裁に提訴した。12月以降3回の弁論が持たれ、第4回弁論期日は4月25日11時15分。【資料3①②】

・ 藤沢市を相手取った情報公開訴訟—片瀬海岸土地取得依頼書情報公開訴訟

→**テーマ別報告5**

(b) 県内教育委員会の審議や採決の透明化—無記名投票実態調査

→**テーマ別報告6**

〈4～6 各地の市民オンブズマンとの連携、その他の市民グループとの交流、活動基盤の充実〉

(a) 各地のオンブズマンとの連携

今年度は、県内オンブズとの合同の月例会や交流集会の開催はなかった。

(b) 全国市民オンブズマンとの連携

9月3～4日に開催された第18回全国市民オンブズマン松本大会に、かながわ市民オンブズマンから6名、県内の他のオンブズから8名が参加した。

- 10月27日 10年度交付分の全会派の収支報告書と県政会の下半期の領収書等を情報公開請求（収支報告書は11/7開示）
- 11月11日 第7回役員会
- 11月17日 第6回月例会・弁護士報酬請求訴訟判決報告集会、会見
- 11月22日 広報誌101号発行
- 12月 2日 県政会の10年度下半期の領収書開示
- 12月 9日 第8回役員会
- 12月15日 第7回月例会
- 1月18日 第9回役員会
- 1月20日 第8回月例会 広報誌No.102発行
- 2月16日 第10回役員会
- 2月16日 第9回月例会
- 3月 9日 第11回役員会
- 3月15日 第10回例会 広報誌No.103発行
- 3月27日 横浜市下水道減量認定住民監査請求意見陳述（補佐人）
- 4月 3日 第12回役員会

オンブズ宛相談（抜粋）

- ・神奈川県総合教育センターの指導力不足教員の研修のあり方について
- ・日産ウォーターパークの指定管理者について
- ・県西の一部事務組合の議会設置経費や視察費の無駄について
- ・横浜市「空の芸術祭」について
- ・横浜市下水処理場の蓋の架け替え工事について
- ・横浜市下水道料金の減量認定について → テーマ別報告7
- ・横浜市発注工事入札の最低制限価格の設定について

(3) 広報誌・ホームページ

広報誌は隔月刊で98号から103号までの6回発行。

編集は、小沢代表幹事が担当。毎回数名のメンバーで印刷・発送作業を行った。100号記念号はカラー印刷を外注し、関係各方面にも送った。

ホームページは、広報誌発行ごとに更新してきた。

(4) 会員の動向

会員数は11年度末で134名（11年度当初137名）。

当年度会費納入者76名。

11年度入会者3名 退会者6名

月例会は、4月と8月を除く10回開催し、1回当たりの参加者数は平均13人。

(5) 財政状況

8頁「2011年度決算報告書」のとおり

(6) 裁判基金

下記「裁判基金収支報告書」のとおり

裁判基金収支報告書

収入	前年度繰越金	2,267,427円
	野七里訴訟原告からの寄付	50,000円
	クリーンセンター住民訴訟還付(地裁)	9,000円
	利息	181円
	利息	154円
	(計)	2,326,762円
支出	かながわ市民オンブズへの割戻し	300,000円
	クリーンセンター住民訴訟控訴	141,130円
	(計)	441,130円
	2011年度最終残高	1,885,632円

上記のとおり報告します。

2012年4月1日

会計担当

小沢 弘子



22--8-10	振替	普通預金利息	*368	*2,320,200*
23--2-21	振替	普通預金利息	*221	*2,320,451*
23--4--1	現金	*53,024 カード		*2,267,427*
23--8-12	現金	*300,000 カード		*1,967,427*
23--8-22	振替	普通預金利息	*181	*1,967,608*
23--9-20	現金	野七里訴訟 *50,000		*2,017,608*
23-10-20	現金	*141,130 クリーンセンター 控訴		*1,876,478*
23-12--6	現金	(173) クリーンセンター 還付(地裁) *9,000		*1,885,478*
24--2-20	振替	普通預金利息	*154	*1,885,632*

2011年度決算報告書

(収入の部)

科目	予算	実績	摘要
前年度繰越金	51,552	51,552	
会費	270,000	217,500	11年度会費@3,000×71=213,000円/途中入会2件 1,500円 10年度分後納 3,000円
裁判基金からの割戻し		300,000	11年8月割戻し
寄付金	250,000	5,121,000	11年12月ゴミ焼却炉談合住民訴訟弁護団より5,000,000円。 個人寄付5名 計122,000円
収入利息		18	
雑収入		1,000	非会員からの広報誌送料支払
収入合計	571,552	5,691,070	

(支出の部)

科目	予算	実績	摘要
<運営費>			
会場費	20,000	19,480	総会及び例会の会場費
通信費	8,000	2,260	切手代・資料送付費用等
消耗品費	20,000	61,925	新住所のオンブズマン封筒発注
会費	23,000	23,100	全国市民オンブズマン年会費(2口)20,000円 開かれた議会をめざす神奈川 市民団体連絡会3,000円
事務用品費	2,000	46,200	プロジェクター修理代
電話代、ネット接続料	33,000	32,580	電話代4,860円、ネット接続料2,310/月×12=27,720円
県民活動サポートセンター ロッカー使用料	1,200	2,400	2011年度、2012年度2カ年分
運営費 小計	107,200	187,945	
<運動費>			
旅費交通費	110,000	54,414	議会傍聴、広報誌作業、役員会出席、総会資料運搬、 大会参加費補助(6名 42,000円)
郵送費	86,000	76,000	広報誌送料(メール便を利用)
印刷費	23,000	19,800	資料コピー 他
広報誌紙代・印刷機プリペイドカード	50,000	112,195	広報誌100号印刷代 99,225円
ホームページ管理	30,000	30,105	
公文書費	25,000	16,950	情報公開写し代金等
資料費	6,000	0	
講師謝礼など	35,000	0	
運動費 小計	365,000	309,464	
運営費+運動費 計	472,200	497,409	
繰越金	99,352	5,193,661	現金 15,204円 郵貯171,257円 銀行5,007,200円
支出合計	571,552	5,691,070	

上記の通り報告いたします。

2012年4月9日

会計

大川 康子



2011年度の収支決算報告を監査した結果、適正であると認めます。

2012年7月7日

会計監査

橋本 光治



議会を多角的にチェックしよう

－議長・副議長海外訪問住民訴訟

小 沢 弘 子

1. 神奈川県議会では、議長・副議長がそれぞれ議会局職員1, 2名を随行させて、海外訪問を行うということが慣行的に行われてきている。このような（議員団を組んで、ではない）海外訪問は、全国的にもほとんど行われていない。

1週間程度の旅行の費用は300～400万円にものぼる。なかでも目をひくのは、専用車借上げ料と通訳雇上げ料の高額さである。あわせて約150万円かけている。自腹を切って旅行する普通の市民の感覚では考えられない高額さである。

かながわ市民オンブズマンは、よこはま・かわさき・相模原・葉山の各オンブズマンにも参加をお願いし、09（平成21年）年9月、前年度の海外訪問での専用車両借上げ料・通訳雇上げ料につき、議長・副議長に対し返還を求めるよう請求する住民訴訟を提起した。

2. 訴訟では、議長・副議長にそれぞれ随行した当時の議会局長、議会局総務課管理担当課長の証人尋問を行った。

証人尋問で、

- ・議長・副議長の移動だから専用車借上げと決めてかかり、具体的な旅程に照らして、タクシーやハイヤー等の利用で足りるかとか、タクシー等であればいくらで済むといった検討は一切行っていない。
- ・随行する議会局職員は、議長や副議長に「はべっている」のが仕事である。
- ・見学や訪問が終わった時点で通訳や専用車を返して経費を節約しようなどという考慮は一切せず、夕食をとってホテルに帰るまで通訳と専用車が必要と判断している。

といったことがわかった。

金に糸目をつけない、まさに大名旅行である。

3. それでも、判決（12年1月18日）は、専用車借上げ料、通訳雇上げ料の全部について、県が「公務上の必要性」があると判断したことは著しく不合理だとはいえないとして、原告らの請求を棄却した。【資料4】

しかし、裁判所も、本件支出に全く疑問を持っていないわけではないことが判決文からうかがえる。

「もともと、その代金（＝専用車借上げ料）の支出が、副議長の海外訪問につき68万5000円、議長の海外訪問につき69万8000円という金額に及んだことについては、その当否を論ずる余地もあ」としている点である。住民監査請求に対する監査意見（09年8月24日）でも、自動車借上げ・通訳の手配を航空券の手配業者に一者随意契約で行わせていることを問題視し、「複数の業者から見積書をとるなどの改善を検討されたい」との意見が付され、その後は見積合わせをとるようになった。さらに、県は、裁判所の上記指摘を受け止め、適正な費用にするよう努めるべきである。

4. 11年11月に、横浜市議18人がドイツはじめ欧州諸国・南アフリカ・ブラジル・トルコ・米国など10カ国の海外訪問を行った。なでしこジャパンが優勝を飾ったフランクフルトのスタジアムで、同市の市議らと『親善サッカー』をする予定であることが出発前に報道されるや、ネット上で、「この時期に?」「遊びのようだ」「財政難なのにビジネスクラスで豪遊なんて」等の批判が巻き起こった。議会事務局にも批判意見が殺到し、参加を取りやめた議員も出た。

本件訴訟は請求棄却となったものの、県議会は、議員の海外訪問に対し、市民の厳しい目が注がれていることを認識すべきである。

訴訟では、請求との関係で法的な争点としにくかったが、“議員視察はコストに見合った成果を上げているのか”を検証すべく、海外訪問報告書の内容を見てみると、情けないほどお粗末なものであることがわかった。

川上賢治副議長の海外訪問については30数頁の報告書が作成されていて、立派な体裁に見える。報告書の内容は、訪問先（箱根ガーデン、ヨセミテ国立公園、ワシントンDC、アナポリス海軍兵学校）についての説明と、訪問先での会話記録である。会話記録は随行した通訳が作ってくれるであろうことは推測できる。しかし、訪問先についての説明までが借り物だった。すべてネット情報（箱根ガーデンについてはサンフランシスコ三田会、その他はウィキペディアやウィキトラベルなど）の引き写しなのである。【資料5、6】

多額の公費をかけて海外訪問に出かけるからには、それなりの成果をあげ、それを自らの言葉で市民に報告することが求められる。報告書がそのようなものになっているか、今後も注視していきたい。

開国博Y150住民訴訟

小 沢 弘 子

1. 09年4月～9月に実施された開国博Y150の有料入場者数は、中田前市長が設定した「500万人」を大きく下まわり124万人弱にとどまった。

Y150の実施主体は「横浜開港150周年協会」という第三セクター（財団法人）であるが、総事業費約157億円のうち、横浜市の補助金が約82億円を占める。この補助金交付決定と、財政調整基金の取り崩しの違法性を指摘して、かながわ市民オンブズマンは、よこはま市民オンブズマンとともに、10年1月25日、住民訴訟を提起した。

この訴訟には、「何だったの？開国博Y150 市民の会」のメンバー10名も共同訴訟参加している。

2. 有料入場者数の低迷とそれによる多額の赤字は、チケット代2400円に企画が見合わないことが主要な原因であったが、それを指摘する声は、市内部の会議（150周年記念事業推進本部会議）でも多くあがっていた。「内容が2400円に見合っていない。年寄り向きの内容がないという意見もあったが、子ども向けのものもない」「2400円というのは割高感があるので800円といったような料金設定にする考えはないのか」等の手厳しい意見である。

当初は華々しいイベントが開催されるものと期待されていた。

イベント業務を行う事業者には、プロポーザルで博報堂JVが選ばれた。博報堂JVがプロポーザルで提案した企画は、夢のように魅力的なものであった。

▼船を造る。「市民たちの手で山から切り出してきた間伐材でテーマステージ全体を包み込む巨大な造作物（マザーシップ）」を造るとともに「市民も参加し間伐材で海に浮かぶ30m級のFUNEを手作りするプログラム」

▼「歴史を見せるミュージアム」として「横浜の歴史をNHKグループが『プロジェクトX』として映像化する」、「NHKグループが所有する膨大な資料で横浜港を中心とした港の歴史を綴る」

▼世界の港町を再現する。「世界の港街を横浜赤レンガ倉庫に直輸入したWorld Port Market」を設ける。世界『港屋台アベニュー』を設け、常にフェスティバル感漂う活気あるストリートを演出する。特別イベントとして、地元レストランシェフを起用した料理コンテストを毎月開催する。世界の『蚤の市』を開く。「ナショナル・ポートステージ」を設け、ダンス・芝居・音楽などを連日開催する。アメリカで3本の指に入る大型パレード『マザーグース・パレード』などを展開する。

▼有名アスリートによるスポーツ教室「横浜ドリームアカデミー・オブ・スポーツ」を開

校する。中田英寿はじめ多くの選手のマネジメントを行っている（株）サニー・サイドアップが全面サポートする。起用アスリートとしては、杉山愛・浅尾美和・田臥勇太・福島晃子・佐々木主浩・三浦知良・中澤佑二・為末大・瀬戸利彦・高橋尚子・朝原宣治・池田久美子・北島康介・田中雅美・小谷実可子・長嶋茂雄・中田英寿らと「交渉可」。などなど。これらが実現していればチケット代2400円は安いと誰もが思い、大盛況だっただろう。

しかも、収支計画ではこれらの企画が（運営・警備費、事務局費込みで）60億円（他に企画管理費6億円）でできるとされていたのである。

事業者の選定にあたっては「『記念コアイベントにふさわしい集客力』、さらにはイベント開催まで2年に迫っていることから、『提案内容の実現可能性』『収支計画の妥当性』…など」が重視された。つまり、博報堂JVなら、これらの企画を66億円でできる、ということが選定にあたっての評価ポイントだったのである。

それが、どうして、実際のイベント内容は、あんなにも貧弱な魅力に乏しいものになったのか。

そのことについて被告は、

- ・「事業者を選定する際の『プロポーザル方式』は、最も適した『設計者』を選ぶものであり、最も優れた『設計案』を選ぶ『コンペ方式』とは違う」、企画内容自体を採用したわけではない、
 - ・イベントを実施する協会が「実現可能性や費用対効果など様々な角度」から再検討をして実施計画を作るのは当然で、プロポーザルとかけ離れた内容でも問題はないのだ、
- という形式的な主張しかしていない。

しかし、チケットを引き受けた旅行代理店と協会との訴訟で、旅行代理店側から「事前に説明を受けていたイベント内容と実際に行われたイベントの内容が異なることは債務不履行である」という主張がなされているところを見ると、当初はプロポーザルでの企画内容を実施にうつすことを予定していたと推測される。

3. プロポーザルで提案された魅力的な企画が実現可能なのに、あえてそれを捨て、陳腐で貧弱な（そして費用だけは膨れあがる）企画に変更する合理的な理由はない。企画変更の理由として考えられるのは、プロポーザルでの企画が実は実現不可能なものであった、あるいは実施したとしたら収支計画とかけ離れた莫大な費用がかかるものだということが、実施設計を策定する段階になって判明した、ということであろう。その段階で事業者である博報堂JVの責任を迫及しめせず、協会は唯々諾々と企画の陳腐化と事業費の増大を受け入れ、横浜市も求められるまま補助金交付を決定したのであれば、その責任が問われるべきである。

訴訟では、今後、企画変容の経過を迫及していく予定である。

クリーンセンター訴訟、5年のたたかいに幕

大 川 隆 司

- 1 かわさき、よこはま、かながわ各市民オンブズマンは、(財)かながわ廃棄物処理事業団の設立団体である三自治体（川崎市、横浜市、神奈川県）による同事業団に対する「負担金」の支出の差止め、及び同事業団の政策投資銀行からの借入金について結んだ「損失補償契約」の履行の差止めを求めて、07年11月住民訴訟を提起した。昨年10月5日の横浜地裁判決につづき今年3月21日の東京高裁判決でも我々は敗訴し、上告を断念した。【資料7】
- 2 事業団は、かながわクリーンセンター(川崎市内所在)の経営主体であった。クリーンセンターは産業廃棄物の中間処理(焼却)施設として2001年6月に操業を開始したが、2010年には廃業し、施設は民間産廃業者に売却され、破産した。産廃処理業の分野における民間会社との競争に耐えられなかったためである。
クリーンセンターの建設には約132億円を要したが、このうち77億円は政投銀からの借入金、41億円は三自治体からの補助金および貸付金だった。
3自治体が事業団に毎年4億数千万円（3団体計）ずつ継続的に交付してきた「負担金」は、事業団の政投銀に対する借金返済の原資であった。また事業団が政投銀に返し切れなかった借金が2010年4月の時点で34億7000万円残ったので、この分は3自治体が政投銀に対して「損失補償」として立替え払いしたのであった。
- 3 事業団が銀行から借金することについて自治体が「損失補償」の約束をするのは、財政援助制限法が禁止する「債務保証」にあたるのではないか、という我々の主張に対し、横浜地裁判決は、「債務保証」は違法であり、本件「損失補償」中の、「不履行債務即時補填合意部分」の実行は違法・無効とされる余地があることは認めながら、事業団からの回収が不能であることを見届けた上での補填だから適法である、と判断した。つまり、違法な契約でも運用次第で適法になる、という御都合主義である。東京高裁は、口頭弁論期日を1回開いただけでただちに結審し、一審判決をなぞっただけの判決を3月21日にくだした。
- 4 ところで、私たちの控訴提起後の10月27日、最高裁は、安曇野住民訴訟の

東京高裁が住民を勝訴させた2010年8月30日判決を破棄し、同市住民の訴えを却下する判決を下した。

安曇野市の三セクの場合は、高裁判決の後、所有施設を第三者に売却することによって銀行債務を完済することができたので、市が損失補償をする必要はなくなった。従って住民訴訟そのものを維持する利益が消滅したので、「原判決破棄、訴え却下」の結論そのものはやむをえない。

問題は、そのように結論づけたあと、「なお付言するに」との書き出しで、「損失補償」は「債務保証」とは別物だから、財政援助制限法の禁止するところではない、という判断を（事案処理のために必要不可欠ではないのに）あえて示したことである。

- 5 横浜地裁、東京高裁の判決には到底納得できないが、安曇野住民訴訟に対する上記判決がある以上、上告は断念せざるを得なかった。

しかし、地方自治体が金融機関に対し「損失補償」という名の手形を濫発することによって、採算性のない事業が公金を用いて展開し、その事業主体となる三セクに天下りをする、という形の税金のムダ遣いについては、我々の訴訟などが契機となって、世論の厳しい眼が向けられた。

その一例が総務省による09年6月23日付「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」である。

同「指針」の中で総務省は、三セクの資金調達方式について「事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである」と言い切っている。

この「指針」をすべての自治体に厳守させることが、今後に残された課題である。

6. ところで、安曇野住民訴訟については、住民訴訟のおかげで公金の支出を免れた安曇野市長が、最高裁判決の主文では原告住民の敗訴という形式になっていることに着目し、市が負担した訴訟費用10万円余を支払え、という請求書を住民側につきつけている。

このような暴挙は、青森県弘前市、兵庫県宝塚市などまだ例としては少ないが、神奈川県内の自治体がマネをするようになったら重大な事態となろう。安曇野市の請求の撤回を求める抗議署名 (<http://www.shomei.tv/project-1927.html>) の輪に、我々も加わりたいと思う。

ごみ焼却炉談合住民訴訟の弁護士報酬事件の勝訴確定

大 川 隆 司

1 2000年7月に提起したごみ焼却炉談合住民訴訟は、09年4月の最高裁決定によって住民の勝訴が確定し、談合業者（JFEエンジニアリング及び三菱重工業）から横浜市に対して、同年5月、合計43億1455万0068円の賠償金が支払われた。

このような場合、住民側弁護士の報酬は利益を受けた地方自治体が負担すべきことを地方自治法(242条の2、第12項)は定めている。ところが横浜市がその支払いを拒否したため、やむを得ず報酬請求訴訟が提起されることとなった。

一審横浜地裁判決(2011年3月25日)、二審東京高裁判決(同年11月17日)は、いずれも原告の請求を満額認め、1億円の支払いを横浜市に命じた。横浜市もさすがに上告は断念し、12月中に支払はなされた。【資料8】

2 横浜市が談合業者から回収した43億1455万円余の賠償金と比較すると、弁護士報酬として認められた1億円の割合は、2.32%に過ぎない。

同じごみ焼却炉談合事件でも、大阪府南河内施設組合の場合はこの比率が4.20%、鳥取県米子市の場合は5.24%であったのと比較すると、横浜市の場合はずい分低い。

しかも、住民訴訟の「あと追い」の形で自治体みずからが原告となって提訴した同種事件について、最低3.44%から最高7.85%までの報酬が支払われていること(広報誌101号で既報)と比較すると、住民側弁護士が冷遇されていることがわかる。

3 しかし、2%程度の報酬でさえ、自治体に支払って貰えるようになったということに今昔の感があるのも事実である。

09年4月23日の最高裁判決が、「自治体の受けた利益を『重要な考慮要素』として弁護士報酬額を算定せよ」と言うまでは、住民訴訟は「金銭的利益を求めない訴訟」としての扱いを受けて来た。

敗訴の場合に身銭を切るのはやむを得ないとしても、勝訴により自治体自身が経済的利益を受ける場合に、自治体自身が弁護士を委任した場合に支払うべき費用と同程度のものを支払わせるのは当然、という常識が、1947年の地方自治法制定

から実に62年を経て、ようやく判例として確立した。

4 まず、そのことを喜びたい。

なお原告団からは、住民訴訟を運動で支えて来た「全国」、「かながわ」、「よこはま」の各市民オンブズマンと、住民訴訟、情報公開訴訟の法理を開拓して来た自由法曹団、青年法律家協会の各神奈川支部に対し、多額の寄附をいただいたことを報告する。

テーマ別報告5

藤沢市の不透明な土地取得は改まるか

大 川 隆 司

- 1 今年2月12日の市長選で、大方の予想に反し前市長海老根靖典氏は落選、前県議の鈴木恒夫氏が新市長に当選した。翌日の神奈川新聞は、「現職の落選は藤沢市政で60年ぶり」、「鈴木を選んだと答えた市民の半分が、『現市政の不祥事』を理由に挙げていた」と報じている。【資料9】
- 2 「市政の不祥事」の代表例は、藤沢市善行6丁目の畑1777.56㎡を1億0510万円で買い上げた（08年12月）ケースである。この土地はその5年前に地権者から3000万円で不動産業者が買取り、転売先を物色していたものであるが、市会議員の口利きで副市長のお声掛かりがあったため、仕入れ値の3.5倍の値段で同市土地開発公社に買い取らせることに成功したのであった。その過程では「地元住民の要望」のデッチ上げまで行われた。
- 3 ところがこの土地には宅地として利用するために必要な道路がついていないので、従前通り農地としての用途しかなく、正常な取引価格は総額2700万円前後だった。この点については、藤沢市民の原田建さんが2010年3月に提起し

た住民訴訟を審理する裁判所が選任した不動産鑑定士の鑑定書も、翌年6月藤沢市議会に設置された調査特別委員会（いわゆる百条委員会）が委嘱した別の不動産鑑定士の鑑定書も一致している。

つまり、公社は売れない土地を正常価格の約4倍の値段で抱込んだことになる。

4 百条委員会は本年3月28日付で調査報告書をまとめ公表した。

市議会本会議も4月6日に全会一致で委員会の報告を可決した。その内容には、「市は本件土地を土地開発公社から買い戻すべきではない」

「今後、市が買い戻しを行わないことで生ずる土地開発公社の損害あるいは市に生ずる損害については、海老根前市長、新井前副市長らに対し損害賠償請求を行うべきである」

と明記されている。

5 普通であれば新市長は、議会の総意が示された以上、公社との間の先行取得委託契約をただちに解約する処置を取るはずであるが、そうはせず、裁判所の判決を待つ方針を決める、という意向を示した。

原田さんの住民訴訟は、5月28日に結審する予定であるが、議会の意思が明瞭に示されたにもかかわらず、自発的に問題を解決しようとしないう新市長の市政には疑問を感じざるを得ない。

5 藤沢市関係では、別に市民尾形浩氏が2010年に提起した住民訴訟もある（広報誌102号（本年1月号）で既報）。

こちらは藤沢市鶴沼橋の道路予定地（マンションの敷地として算入されるが、建物は建てられない）234.08㎡を公社が野村不動産から3億5131万円（150万円/㎡すなわち約500万円/坪）というベラボーな値段で買い取ったケースである。

原告側が依頼した鑑定士は、適正価格は1億1516万円（49.2万円/㎡）であるという鑑定書を提出している。

ここでも善行の土地なみに、3倍以上の高価買取りが行われている。

7 原田さんのケースも尾形さんのケースも、市民オンブズマンとして取組んでいる事件ではないが、各自治体に共通する不透明な土地取得行政を是正・防止する上で、重要な事件である。地元の中込泰子弁護士と協力して、私が力を注いでいるのはそのためである。

教育委員会の調査員名簿公開と無記名採決調査

佐 藤 満 喜 子

<教育委員会の公開で成果>

当オンブズマンは、「開かれた行政」の充実を目指し、教育委員会の情報公開や傍聴制度の改善に取り組んでいる。2011年度は、「教科書調査員名簿の公開」と「採決方法の改善」という2つの取り組みで成果を得た。いずれも教科書採択に係わることからである。

<教科書調査員名簿の情報公開>

1. 訴訟と審査会でダブル勝利

どの教育委員会でも、教科書を選定するための参考資料として、教科ごと、教科書ごとの調査研究報告書を作成している。この調査報告書の作成を行うのが教科書調査員で、現場教員のなかから各教科数名ずつが任命される。横浜市教育委員会は、公開していたこの教科書調査員名簿を、2010年度に突然非公開にした。そこでただちに、当オンブズマン会員1名が情報公開審査会への異議申立を、別の会員1名が横浜地裁への訴訟を提起した。

その結果、2011年6月3日に審査会が「開示すべきである」との答申を出し、続いて6月15日に横浜地裁が「非開示決定を取り消す」「市教委は原告に対し、名簿の開示決定をせよ」との判決を出した。【資料10】

2. 「市民に対する説明責任」優先を明言した判決

市教委側は調査員への取材があったことや今後の調査員への圧力の可能性などを非開示理由に挙げたが、審査会も裁判所も非開示を正当化する理由として認めなかった。特に判決で「採択結果等の公正を事後的に検証する目的で、相当な方法をもってなされる働きかけは、本件条例の目的に照らし、公正な教科書採択に関し市民に説明する責務に資するものとして、調査員が受忍すべき範囲のものである」とし、行政にとって煩わしくとも受容して、市民への説明責任を果たすよう求めた点は重要である。

この結果、横浜市教委は控訴せず、7月5日に改めて開示決定を行い、名簿を公開した。

<教育委員会の採決方法調査と無記名投票廃止の申し入れ>

1. 5教委で無記名投票実施

当オンブズマンでは、2009年度の教科書採択の採決で、横浜市教委が突然無記名投票を導入したことをきっかけに、2011年2月、教育委員会の採決方法について県内全教育委員会に調査を行った。採決を無記名投票で行った場合、教育委員それぞれの判断は、記録がないため、永久に闇に葬られる。無記名投票採決は、会議傍聴も会議録の情報公開も骨抜きにしてしまう不明朗な手続きだからである。

調査は2011年2月から開始し、無記名投票が県内の教育委員会でどの位行われているのか、なぜこの採決方法が必要だったのかを、過去2年間について調査した。7月に報告書を公表後、県内各教育委員会に送付した。

県内34教育委員会のうち、無記名投票の事例があったのは5教育委員会（横浜市・座間市・海老名市・大和市・秦野市）の5件のみで、案件はすべて教科書採択であった。実施理由は、「静謐な環境を保持するため」などで、具体的・合理的なものは見当たらなかった。上記5教育委員会には、報告書とともに、無記名投票を行わないよう求める「要望書」も提出した。

2. 無記名投票実施の教委を再調査

さて2011年夏には、全国で中学校用教科書の採択が行われた。無記名投票が実施された案件は、教科書採択だけであったので、上記5教育委員会に再度問い合わせてみた。

その結果、横浜市教委は記名投票（各委員の投票内容は直ちに公開）に、大和市・海老名市は挙手採決に変更していた。無記名投票を実施したのは座間市・秦野市の2市だけであった。

しかしこの2市も、この報告書・申し入れ書提出後に変更を検討しており、次回教科書採択からは無記名投票による採決は無くなる可能性が高い。

<神奈川の実績を全国へ>

教科書採択は、全国の教育委員会で行われ、文科省が「開かれた採択」への努力を求めているが、未だに密室採択の教育委員会も少なくない。また、近年全国で、特定の教科書を採択するために手続きの不明朗な変更が行われたり、その教科書を支持する団体が無記名投票を求めたりする例が目立ってきた。教科書採択は、教育委員会の民主的な運営のバロメーターにもなり得るテーマともいえよう。

このような状況で、今回、司法が「市民に説明する責務」に言及した意味は大きく、教科書採択以外のテーマにも活用できるであろう。教育委員会の情報公開や傍聴制度については、神奈川県内は進んだ地域である。今回の成果やノウハウを、今後は神奈川県内だけでなく、全国に伝える活動にも取り組んでいきたい。

下水道減量認定で住民監査請求—オンブズが後押し

保 坂 令 子

昨年11月、オンブズマン事務所に1通の相談ファクスが送られてきた。

下水道料金は、一般家庭などでは上水道使用量と同量を排出したとして算定されているが、事業者については事業の形態を考慮して「減量認定」（自治体によっては「減免認定」の呼称も）の制度がある。相談者は、自らが医院を開業している横浜市栄区のビルに設置された排水メーター（非満水用電磁流量計）の数値の異常（水が流れているのが目視で確認できるのにメーターの針が動いていない）に気づいて市に通報、その結果、排水メーターを利用していた同ビルのスポーツクラブの減量認定は取消された。

しかし、相談者がメーターの異常の原因を含め事実経過を徹底的に調査するよう要請したのに対し、横浜市環境創造局は極めて不十分な対応しかしないため、オンブズに協力を求めてこられた、という経緯である。【資料11-1（監査請求後の新聞記事）、同-2（他市との比較—オンブズマン調べ）】

これに対しオンブズは、住民監査請求により問題追及を行うことを提案、2月16日に相談者が請求人となった住民監査請求が提起された。3月27日に監査委員会での意見陳述が行われ、オンブズのメンバー3名も請求人の補佐人として意見を述べた。

請求人側は、

- ・スポーツクラブは、平成16年10月に減量認定を受けた後、17年2月から22年7月まで排水メーターを不正使用し、下水道量を過少申告して料金を支払ってきた。本来支払うべき料金との差額4千～5千万円は不当利得にあたり、市は返還請求をすべきである
- ・市はスポーツクラブの排水メーターの異常の真相を究明し、違法性の有無を調査するべきである。メーター異常の原因が「ローカット機能」の悪用にあることは間違いない
- ・排水メーターを用いた「出口管理」方式で減量認定を受けている事業者の中には同様の過少申告の事例があるはずなので、全市的な調査を行い、不正が判明した場合には不当利得分の返還を求めるべきである。

と主張。これに対し、環境創造局は、スポーツクラブの自己申告による排水量の検針値が16年10-11月の10.676m³が同12月-翌1月に2.239m³に激減している「記録」を自ら資料として監査委員に提出しているにもかかわらず、

- ・スポーツクラブからの水量報告書に基づき下水道使用料を請求しており、正当な

徴収を怠っていた事実はない

- ・排水メーターのメーカーや仲介業者、スポーツクラブに対するヒヤリングを行ったが、排水メーターの異常の原因は特定できなかった

ということを繰り返すばかりであった。しかし、そう言い逃れつつも、「現在行っている入口管理（市は23年10月以降、出口管理ではなく入口管理の方式でスポーツクラブに対する減量認定を再開した）を今後も継続的に進め、過去の出口管理による報告水量を比較し、大きな乖離がある場合、過去の徴収済みの下水道使用量との差額徴収に向けて協議を行う考えです」とも述べていた。不正は認められず、徴収業務における市の怠慢もないが、実際の排出量との差が認められたら差額を支払うようスポーツクラブと協議する、という不可解な答弁であった。

これには監査委員も納得がいかなかったようで、

- ・排水メーターに作為的にローカット機能の操作をしたかどうか、過去の設定記録を調べることはできないのか。ローカット設定による流量計測の再現テストはできないのか。
- ・不正が行われたことが確認できなかったとしても、料金を徴収した分の排出量が実際と乖離していることが明らかであれば、追加徴収は行うのか。協議が成立しなかった場合、法的措置も辞さないのか。

といった質問が環境創造局に投げかけられ、予定時間を30分近く超過して意見陳述は終わった。

監査結果は4月11日付で請求人に通知され、結果は「本件請求には一部理由があると認め、次のとおり勧告します。勧告―市長は、本件請求に係る下水道料金について、徴収すべき使用料金を算定のうえ、必要な措置を90日以内に講じられたい」というものであった。【資料11-3（監査結果の記者発表）同-4（監査結果 新聞記事）】

住民監査請求で監査委員が「勧告」の判断を下すことは滅多にない。23年度になされた住民監査請求10件を見ると、棄却が2件、却下が7件で、勧告が出たのは、本件1件のみであった（ちなみに22年度は7件中、勧告はゼロ）。しかし、請求人が求めたメーター異常の真相究明は、「非財務会計行為に係る請求」ということで却けられた。環境創造局は請求人の問題提起により既に排水メーターを利用した出口管理を認めない方針に転換しているが、それは過少申告が本件スポーツクラブ以外の事業者によっても行われていることを当局が認識していることに他ならず、槍玉に挙げられたスポーツクラブからのみ追徴を行えばよい、という問題ではない。その意味でも監査結果には、少なくとも真相究明を市に求める「意見」がついて然るべきであったと思われる。

とは言え、請求人の問題提起により横浜市が出口管理を廃止したことは、他の自治体にも影響を及ぼす成果であると言えよう。

----- 2012年度 活動方針案 -----

1 議会を多角的にチェックしよう！

- ネット中継の視聴や会議録検索を利用し、議会での「議論」の中身をチェックする
- 政務調査費の透明度のアップ、適正な支出のための制度運用を求める

2 税金の無駄遣いを許さない！

- 中田宏前市長の責任を迫及する開国博Y150の住民訴訟を推進する
- 黒岩知事のスマートエネルギー構想を検証するとともに、自治体・地域レベルでのエネルギー施策を提言する
- ハッ場ダム差止め訴訟の支援など、ムダな公共事業の差止め訴訟を推進する

3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを！

- 情報公開の制度、運用の改善を働きかける
- 県内自治体の事業展開における民間との提携のあり方を問う。
- 県内の教育委員会の無記名投票の問題点を明らかにするなどの活動を通して得た成果を全国に発信し、教育委員会の審議や採決の透明化をはかる

4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

- 会員の拡大と会員の活動への参加をはかる。
- 積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供する
- 新しい市民オンブズマンの立上げを後押しするとともに、県内各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める
- 行財政や議会の改善をめざす、オンブズ以外の市民団体との交流を広げる
- 全国市民オンブズマン連絡会議との連携に努める

人事案

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 代表幹事 | 大川隆司、小沢弘子、佐藤満喜子、黒下行雄 |
| 2 事務局長 | 保坂令子 |
| 3 会 計 | 大川康子 |
| 4 会計監査 | 橋本光治 |
| 5 顧 問 | 木村和夫 |

(いずれも留任)

2012年度予算(案)

(収入の部)

科目	前年度実績	今年度予算	摘要
前年度繰越金	51,552	5,193,661	
会費	217,500	240,000	3,000円×80/134人
裁判基金からの割戻し	300,000		
寄付金等	5,121,000		
収入利息	18	30,000	
雑収入	1,000		
収入合計	5,691,070	5,463,661	

(支出の部)

科目	前年度実績	今年度予算	摘要
<運営費>			
会場費	19,480	20,000	総会及び例会の会場費
通信費	2,260	8,000	切手代・資料送付費用等
消耗品費	61,925	15,000	(2011年度は封筒を発注)
会費	23,100	23,000	全国市民オンブズマン年会費(2口)20,000円 開かれた議会をめざす神奈川 市民団体連絡会3,000円
事務用品費	46,200	15,000	(2011年度はプロジェクターを修理)
電話代、ネット接続料	32,580	33,000	(ネット接続料2,310円/月→27,720円/年)
県民活動サポートセンター ロッカー使用料	2,400	1,200	(2011年度は2カ年分支払い)
運営費小計	187,945	115,200	
<運動費>			
企画費	0	700,000	新エネルギーの現場視察(県内、東北)、全国調査
旅費交通費	54,414	350,000	議会傍聴、広報誌作業、役員会出席(50,000円) 全国市民オンブズマン弘前大会参加補助(30,000円×10人)
郵送費	76,000	76,000	広報誌送料(メール便を利用)
印刷費	19,800	20,000	資料コピー 他
広報誌紙代・ 印刷機プリペイドカード	112,195	40,000	(2011年度は100号記念号を外注)
ホームページ管理 &運営費	30,105	30,000	
公文書費	16,950	30,000	
資料費	0	20,000	
講師謝礼など	0	30,000	
運動費小計	309,464	1,296,000	
運営費+運動費 計	497,409	1,411,200	
予備費	5,193,661	4,052,461	
支出合計	5,691,070	5,463,661	

☆☆☆2012年度月例会 日程(案)☆☆☆

原則第3木曜日の開催です。学習会や交流集会を適宜折り込みます。

日 時	会 場
5月17日(木) 18時～20時	かながわ県民センター702号室(18名)
6月21日(木) 18時～20時	かながわ県民センター702号室(18名)
7月19日(木) 18時～21時	かながわ県民センター402号室(90名)
9月20日(木) 18時～21時	かながわ県民センター705号室(24名)
10月18日(木) 18時～21時	かながわ県民センター710号室(24名)



MEMO



かながわ市民オンブズマン

〒231-0007

横浜市中区弁天通2-21

アトム閣内ビル3階(大川法律事務所内)

TEL. 045-664-7825 FAX. 045-664-7822